

県央地域の令和7年度銘柄産地指定証交付式を開催しました

茨城県では、品質・組織体制・産地規模等について要件を満たした青果物及び花きの産地を、茨城県銘柄産地として指定しています（有効期間3年）※。

令和8年3月18日（水）、茨城県水戸合同庁舎3階内の県央農林事務所におきまして、小美玉市小川地区のにら（ハウス栽培）の銘柄産地指定証交付式を行いました。

9回目となる今回の指定にあたっては、①高度な生産技術をもった部会員が良品生産に努め、肉厚で高品質なにらを1年間を通してお客様に届けていること、②厳しい検査体制の継続により、出荷先の全市場から「レベルが高い良い産地」として高い信頼を得ていること、③生産資材や換気方法の見直しなどにより、近年の気候変動等の状況下でも高い品質を維持していることなどが高く評価されました。

交付式には、小美玉市 島田幸三市長、新ひたち野農業協同組合 矢口博之代表理事組合長、新ひたち野農業協同組合小川にら部会 部会長ほか産地の皆様が出席され、指定証は、飛田県央農林事務所長から産地代表の島田市長へ交付されました。

※ 令和8年2月13日現在の指定状況：県央地域 青果物5産地（県全体64産地）、花き1産地（同6産地）



（指定証交付）



（出席者集合写真）